

分野名	改革の理念(考え方)	
競争政策・市場制度設計	メガコンペティションの下で、金融、産業の分野における外資の参入や産業再編の進展に対応するとともに、談合・横並び体質からの脱却と市場の活性化を図るため、競争政策の積極的な展開が求められている。このため、公正取引委員会の体制強化・機能充実を図るとともに、独禁法等についての検討及び必要な改正を行う。	
具体的政策の内容		
I 9月末までに措置	○電気通信事業分野における独禁法及び電気通信事業法違反行為の防止、企業が経営自主性を発揮できる環境の整備等のため、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」案を作成、公表する。	公正取引委員会 総務省
II 臨時国会で措置	○官製談合を防止するため、与党において入札談合に関与した発注者側に対する措置の導入を含めた法整備の動きがあることを踏まえ、必要な検討を行う。	公正取引委員会
III 10月以降に措置(IIを除く)		
(1)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算	○独禁法違反行為に対する執行力の強化、合併等事案の審査体制の強化、競争環境の積極的創造に向けた取組の強化等を通じて競争政策を強力に実施することとし、それに資するよう、今後さらに公正取引委員会の体制強化・機能充実を図る。	公正取引委員会
(B)法改正	○経済活動のグローバル化の進展等、我が国の経済実態の変化に迅速に対応するため、独禁法における一般集中規制に係る規定を改正する。 ○独禁法違反行為に対する公正取引委員会の執行力を強化するため、在外者に対する送達手続等の各種手続規定を改正する。	公正取引委員会 公正取引委員会 外務省
②その他で措置	○IT化に伴い重要性を増しているソフトウェアの取引の一層の競争推進を図るため、ソフトウェアライセンス契約等の独禁法上の考え方を明確化する。 ○「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成13年法律第62号)」により導入される非対称規制を前倒し実施する。 ○最適な周波数の配分などを実現するため、電波の利用状況を調査・公表等するための制度を研究会を開催して検討し、年内を目途に一定の結論を得る。 ○上記「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」を策定し、周知・徹底を図る。 ○電気通信事業において新たなビジネスモデルを推進するための競争環境の整備の在り方について検討し、年内を目途に一定の結論を得る。 ○IT・公益事業タスクフォースの活用により、IT・公益事業分野への市場監視機能を一層強化する。 ○独占的な事業者による反競争的行為など不正な事態の発生を待つまでもなく、行政が対応して未然に問題の芽を処理する手法の導入について検討を行う。 ○公正取引委員会の位置付けについて、規制当局からの独立性、中立性等の観点からよりふさわしい体制に移行することを検討する。	公正取引委員会 総務省 総務省 公正取引委員会 総務省 公正取引委員会 公正取引委員会 公正取引委員会 公正取引委員会
(2)14年度中に措置	○放送と通信の融合の進展を踏まえ、競争を促進する観点から、独占禁止法のガイドラインの策定など必要な措置について検討を行い、14年度内に結論を得る。 ○NTTのあり方については、公正有効な競争が実現するよう、競争の進展状況等を踏まえ速やかに抜本的な見直しを行う。	公正取引委員会 総務省
(3)15年度以降に措置	○平成15年頃を目途に電力・ガス分野における制度見直しを検討する。	経済産業省
備考		

分野名	改革の理念(考え方)
司法制度・経済法制	社会の複雑多様化、国際化等がより一層進展する中で、自由で活力のある健全な経済・社会システムを確立するためには、明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後監視・救済型社会への転換を更に進めることが必要であり、司法の機能を充実・強化して国民の権利・利益の適切かつ迅速な救済を図るため、司法制度改革に取り組むとともに、民事・刑事の基本法制の整備を進める。

	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末までに措置		
II 臨時国会で措置	○司法制度改革推進のため、理念の明確化、体制整備に関する司法制度改革推進法案(仮称)を早期に提出する。 ○会社法制の整備のため、商法改正法案(株主総会のIT化、ストックオプション制度改善)を提出する。	内閣官房 法務省
III 10月以降に措置(IIを除く)		
(1)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算		
(B)法改正	○会社法制の抜本の見直しのため、商法改正法案(会社の機関、計算、株式等)を提出する。	法務省
②その他で措置	○司法制度改革推進のため、司法制度改革推進本部(仮称)を年内に発足させ、推進計画を決定・公表。3年以内に法律改正等所要の措置を講ずるための検討を開始する。	内閣官房
(2)14年度中に措置	○平成14年秋の臨時国会に会社更生法の改正法案(倒産実体法部分を除く。)を提出する。 ○当初の予定を繰り上げ、平成14年の秋の臨時国会に建物区分所有法の改正法案を提出する。 ○平成15年の通常国会までに民事執行手続関連法の改正法案を提出する。 ○推進計画に従い、司法制度改革のために必要な法律改正等の所要の措置を講ずる。	法務省 関係府省 法務省 内閣官房 関係府省
(3)15年度以降に措置	○推進計画に従い、平成15年及び16年において、司法制度改革のために必要な法律改正等の所要の措置(14年度中に措置以外のもの)を講ずる。 ○関係府省の協力を得ることにより、当初の予定を繰り上げ、平成15年中を目途に破産法、会社更生法及び民事再生法の改正法案(倒産実体法部分等(罰則に係る改正法案を含む。))を提出する。	内閣官房 関係府省 法務省 関係府省
備考		

分野名	改革の理念(考え方)
行政改革	<p>特殊法人等については、「民間でできることは民間に委ね、地方でできることは地方に委ねる」との基本原則に従い、特殊法人等の事業についてゼロベースから見直し、併せて組織形態についても原則として廃止・民営化を前提に見直す。行政委託型公益法人等についても国の関与を縮減する等の改革を推進。</p> <p>郵政事業については、平成15年中(平成15年度)に国営の新たな公社を設立し、その後の在り方については「郵政三事業の在り方について考える懇談会」において、民営化問題を含めた具体的な検討を進める。</p> <p>国の行政機関の機構、定員については、「聖域なき構造改革」の考え方の下、簡素にして効率的な行政の実現を図り、メリハリのあるスリムな機構や定員を実現する。</p>

	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末までに措置	<p>(公益法人改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月23日「行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針」を報告した。 <p>(特殊法人等改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月10日「特殊法人等の個別事業見直しの考え方」を報告した。 ・9月 各省の行う特殊法人等にかかる概算要求について、行政改革推進事務局が検証する。 ・9月 各特殊法人等の組織について、廃止、民営化を前提とした各省の見解をヒアリングする。 ・9月末 「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づく行政コスト計算財務書類の作成・開示が行われる。 <p>(郵政事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月30日から「郵政事業の公社化に関する研究会」を開催している。 	<p>行政改革推進事務局</p> <p>行政改革推進事務局</p> <p>行政改革推進事務局</p> <p>行政改革推進事務局</p> <p>関係府省</p> <p>総務省</p>
II 臨時国会で措置	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(案)に基づき独立行政法人等を対象とした情報公開制度を整備する。	総務省 関係府省
III 10月以降に措置(IIを除く)	○総理大臣の方針に基づき、特殊法人等改革を強力に推進する。その際、特殊法人等の事業や財務の実態を十分に情報開示するとともに、改革のメリットを十分に説明する。	
(1)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算	<p>○特殊法人等の事務事業を抜本的に見直し、特殊法人等への財政支出の大胆な削減を目指す。</p> <p>○国の行政組織の減量・効率化等を実現しつつ、国家公務員の定員について、メリハリの利いた定員配置とするとともに、10年25%純減を目指した政府全体としてのスリム化を推進する。</p>	<p>関係府省</p> <p>総務省</p> <p>関係府省</p>
(B)法改正	<p>(特殊法人等改革)</p> <p>○特殊法人等改革のための法制上の措置、その他必要な措置を最大限前倒しして実施する。(～平成17年度)</p> <p>(郵政事業)</p> <p>○「郵政公社」の設立に係る所要の法律案を平成14年の通常国会に提出する。</p>	<p>行政改革推進事務局</p> <p>関係府省</p> <p>総務省</p>
②その他で措置	<p>(特殊法人等改革)</p> <p>○全ての特殊法人等を対象とする「特殊法人等整理合理化計画」を年内に策定し、閣議決定する。</p> <p>・とりわけ道路4公団、都市基盤整備公団、住宅金融公庫、石油公団の廃止、分割・民営化等については、他の法人に先駆けて結論を得ることとし、年内に閣議決定する。</p> <p>(公益法人改革)</p> <p>○行政委託型公益法人等改革の実施計画を決定する。(平成13年度内)</p> <p>なお、補助金等に係るものについては、平成13年12月に中間とりまとめを行う。</p>	<p>行政改革推進事務局</p> <p>関係府省</p> <p>行政改革推進事務局</p> <p>関係府省</p>

(2)14年度中に措置	(公益法人改革) ○行政委託型公益法人等について実施計画に従って平成17年度末までのできる限り早い時期に改革を実行する。	行政改革推進事務局 関係府省
(3)15年度以降に措置	(郵政事業) ○公社化後の在り方については、上記「郵政三事業の在り方について考える懇談会」で1年程度かけ民営化問題を含めた具体的な検討を行う。	内閣官房 総務省
備 考	○「基本方針」に示された改革のうち、下記については、工程表を今後策定する。 ・「国営施設の見直し、民営化」	関係府省

分野名	改革の理念(考え方)
証券市場の構造改革	個人の意欲を阻害しない「頑張りがいのある社会システム」を構築すべく、従来の預貯金中心の貯蓄優遇から株式投資などの投資優遇へと金融のあり方を切り替え、個人投資家が主役の証券市場を構築する。

	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末までに措置	<p>(証券市場の活性化)</p> <p>○市場インフラの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 証券会社の営業姿勢を転換させるため、株式投信の乗換勧誘行為の改善(新たな説明義務の付与)に向け、内閣府令案のパブリックコメントを開始するとともに、証券会社の行為規制違反も公表する。 市場監視の強化の観点から、金融機関のコングロマリット化等に対応するため、検査局と証券取引等監視委員会との合同検査を実施する。 ディスクロージャーの充実・強化、投資家利便向上のため、内閣府令を改正し、目論見書の電子交付を促進する。 相場操縦防止等のため、金庫株解禁に伴う自己株式取得に際し、内閣府令で認められる取引態様を類型化する。 個人投資家の利便向上等のため、株式の投資単位引下げの検討を取引所等に要請する。 発行企業の株主重視の経営姿勢を確立するため、ROE等の決算短信等上での目標設定や、四半期短信等による情報開示の促進等の検討を取引所等に要請する。 違反行為に対する執行力を強化するため、証券取引等監視委員会等の体制強化・機能充実を図る。 <p>○投資家教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資家教育推進のため、学校教育支援事業サイト(仮称)の新設等、金融庁のホームページを充実する。 <p>(銀行等の株式保有制限及び株式取得機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> 8月29日に銀行等の株式保有制限及び銀行等保有株式取得機構(仮称)に関するスキームを金融庁より公表。 	<p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p> <p>金融庁</p>
II 臨時国会で措置	<p>○銀行等の株式保有制限及び銀行等保有株式取得機構(仮称)設置のため、法案を提出する。</p> <p>○証券税制について、早急に対応する。</p>	<p>金融庁</p> <p>総務省 財務省</p>
III 10月以降に措置(IIを除く)		
(1)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算	<p>(証券市場の活性化)</p> <p>○市場インフラの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場監視・取締体制の充実のため、証券取引等監視委員会等について所要の体制・機能強化を図る。 <p>(銀行等株式保有制限及び株式取得機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行等保有株式取得機構(仮称)の円滑な資金調達のため、民間金融機関からの借入れ等に政府保証を付することとする。 	<p>金融庁</p> <p>金融庁</p>
(B)法改正	<p>(証券市場の活性化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ペーパーレス化・決済期間短縮化のため、社債、国債等の証券決済システムについて、振替制度を創設するため所要の法案を速くとも次期通常国会に提出する。 	<p>金融庁 法務省 財務省</p>
②その他で措置	<p>(証券市場の活性化)</p> <p>○魅力ある投資信託の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人投資家の利便向上のため、上場投資信託(ETF)の銀行での取扱の実施のため所要の措置を講ずる。 個人投資家の利便性及び販売手数料引下げの観点から重要事項の分かりやすさに配慮しつつ、投資信託の目論見書の記載内容等を見直す。 	<p>金融庁</p> <p>金融庁</p>
(2)14年度中に措置	○市場インフラの整備	

	・ディスクロージャーの充実・強化、投資家利便向上を図るため、インターネット等による電子開示(EDINET)システムを一層充実させることとしており、そのための法令改正を平成14年6月1日までに進行。	金融庁
(3)15年度以降に措置	(銀行等株式保有制限及び株式取得機構) ・機構の存続期間は、設立後10年までとし、買取期間経過後買取株式を全額売却した際には解散する。	金融庁
備 考		

分野名	改革の理念(考え方)
不動産市場改革・都市再生	不動産市場の活性化を図るため、構造改革につながるような都市再生プロジェクトにより都市再生を進めるとともに、土地の整形・集約化のための事業やPFIの活用により都市再生事業を促進する。また、市場情報の提供体制の整備により、不動産市場の機能強化を図る。

	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末までに措置	<p>(都市再生プロジェクト関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生プロジェクト第1次決定(「東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備」、「大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築」、「中央官庁施設のPFIによる整備」)の実施に向け関係省庁等により既に設けられた枠組みの下、検討及び調整を実施する。 ・都市再生プロジェクト第2次決定(「大都市圏における国際交流・物流機能の強化」、「大都市圏における環状道路体系の整備」、「大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成」、「都市部における保育所待機児童の解消」、「PFI手法の一層の展開」)の実施に向け関係省庁等で検討及び調整を開始する。 <p>(民間都市開発投資促進のための緊急措置関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「民間都市開発投資促進のための緊急措置」のための体制を整備する。 	<p>都市再生本部 内閣府 国土交通省 経済産業省 関係府省</p> <p>都市再生本部 国土交通省 関係府省</p> <p>都市再生本部 国土交通省 関係府省</p>
II 臨時国会で措置		
III 10月以降に措置(IIを除く)		
(i)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算		
(B)法改正		
②その他で措置	<p>(都市再生プロジェクト関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・順次、必要な都市再生プロジェクトを選定し、都市再生を推進する。その際、PFIの活用を図る。 ・「東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備(第1次決定)」プロジェクトについて、首都圏広域防災拠点整備協議会において12月までに整備箇所等の基本計画を策定する。 ・「大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築(第1次決定)」プロジェクトについて、関係7都県市による協議の場において、東京圏における中長期計画の策定に向けた中間とりまとめを11月頃に行う。 ・「大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成(第2次決定)」プロジェクトについて、地元の推進体制を支えるための国における協議の場を、年内を目途に設置する。 ・「大都市圏における国際交流・物流機能の強化(第2次決定)」プロジェクトの中で、大都市圏の国際港湾の24時間フルオープン化、輸出入・港湾行政手続のワンストップサービス化・通関検査の迅速化を推進する。 ・プロジェクトを推進する上での規制改革等の制度改革、運用改善の方針を決定する。 <p>(民間都市開発投資促進のための緊急措置関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間都市開発投資促進のための緊急措置について、民間都市開発プロジェクトの選定等を行う。 <p>(その他都市再生関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業による駅周辺等における保育所設置を推進する。 	<p>都市再生本部 都市再生本部 関係府省</p> <p>都市再生本部 関係府省</p> <p>都市再生本部 関係府省</p> <p>都市再生本部 関係府省</p> <p>都市再生本部 関係府省</p> <p>都市再生本部 関係府省</p> <p>国土交通省</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定建築者制度等PFI的手法の活用等による市街地再開発事業を推進する。 ・公共賃貸住宅、北九州における国際コンテナターミナル等の整備にPFI方式等の導入を推進する。 ・民間事業者による都市開発、民間資金の都市投資への誘導等の促進を図る。 (不動産市場改革関係) ・中古住宅に係る性能表示基準及び評価方法基準の変更の試案を作成する。 	<p>都市再生本部 国土交通省</p> <p>都市再生本部 国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省 総合規制改革会議</p>
(2)14年度中に措置	<p>(都市再生プロジェクト関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築(第1次決定)」プロジェクトについて、関係7都県市による協議の場において、東京圏における中長期計画の最終取りまとめを14年春頃に行う。 ・「東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点」の全体計画を策定する。 ・「大阪圏におけるライフサイエンスの国際拠点形成(第2次決定)」プロジェクトについて、早期に着手する。 ・PFI手法による文部科学省、会計検査院の建替え(中央合同庁舎第7号館の整備)について、事業者の選定の準備を行う。 <p>(その他都市再生関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心居住や適切な用途の混在(ミックスユース)により職住近接を促進するため、容積率等の土地利用規制のあり方の検討等を行う。 <p>(不動産市場改革関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中古住宅の流通市場を育成するため、中古住宅の検査を含む性能表示の在り方について検討の上、性能表示基準及び評価方法基準を変更し、制度化する。(14年度中) 	<p>都市再生本部 関係府省</p> <p>都市再生本部 関係府省</p> <p>都市再生本部 関係府省</p> <p>都市再生本部 関係府省</p> <p>都市再生本部 国土交通省</p> <p>国土交通省 総合規制改革会議</p>
(3)15年度以降に措置		
備考	○都市再生本部においては、今後さらにプロジェクトの選定を進めていくほか、各プロジェクトを進めるための措置を講じていくこととしている。	都市再生本部

分野名	改革の理念(考え方)
循環型経済社会	循環型経済社会は、持続的な経済成長を導く技術開発や産業構造の改革にも資する新たなシステムである。ゴミゼロと脱温暖化の社会づくり、自然との共生などの環境問題への総合的な対応を行うとともに、潜在的な成長力と需要を開花する循環型経済社会の構築に向けて改革を断行する。

	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末までに措置	(循環型経済社会の構築) ○循環型社会の形成のため、「廃棄物の定義」といった基本問題を検討する。 ○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき再生品や低公害車等の購入を推進する。 (ゴミゼロ作戦) ○廃棄物の不法投棄等防止対策及び撤去等の原状回復を推進する。 (脱温暖化の社会づくり) ○「地球温暖化対策推進大綱」等に基づく対策を推進する。	環境省 全府省 環境省 環境省 経済産業省 関係府省
II 臨時国会で措置		
III 10月以降に措置(IIを除く)		
(1)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算	(循環型経済社会の構築) ○廃棄物の処理及びリサイクルの推進に関し、技術開発や社会の仕組みの確立などを進める。例えば、循環型社会形成を進める静脈物流システム、静脈にかかる情報ネットワークの構築及びリサイクル事業の活性化を進める。 (ゴミゼロ作戦) ○循環型経済社会の構築に向け、NPO、市民、産業界などのパートナーシップ形成を支援する。例えば、国民参加によるゴミゼロ運動の展開、民間事業者の先進的なりサイクル施設への支援等を通じてゴミゼロ社会構築を推進する。 ○ダイオキシン規制強化に対応した廃棄物処理施設の整備を推進する。 ○PCB廃棄物の拠点的処理施設の整備等を推進し、PCB廃棄物の処理体制の確保を図る。 ○不法投棄等衛星監視システムを開発する。 (脱温暖化の社会づくり) ○京都議定書の実施に必要な体制整備、地球温暖化防止国民運動の展開等により脱温暖化の社会作りを推進する。 ○低公害車、燃料電池、スーパーエコシップ等革新的な省エネ・新エネ技術の開発・普及や新エネルギー施設の整備への支援を行うとともに、モーダルシフトを促進する。 (自然との共生) ○湿地や里山の再生等の自然再生事業を各省連携、市民参加を図りつつ推進する。 ○国立公園等の管理の質的向上を図るため、地元住民を雇用し、環境保全事業を行う制度を確立する。	環境省 経済産業省 農林水産省 国土交通省 環境省 経済産業省 農林水産省 環境省 環境省 環境省 環境省 経済産業省 農林水産省 関係府省 経済産業省 国土交通省 環境省 農林水産省 国土交通省 環境省 環境省
(B)法改正	(循環型経済社会の構築) ○自動車リサイクル法案及び関連改正法案(道路運送車両法等)を提出する。 (脱温暖化の社会づくり)	経済産業省 国土交通省 環境省

	<p>○京都議定書の目標達成・実施を担保するための国内制度を整備する。</p> <p>(自然との共生)</p> <p>○生態系保全を重視した国立公園管理のための制度化等のため、自然公園法改正案を提出する。</p> <p>○土壌環境保全対策の制度化について立法措置も含めて検討する。</p>	<p>環境省 経済産業省 関係府省</p> <p>環境省</p> <p>環境省 関係省</p>
②その他で措置	<p>(脱温暖化の社会づくり)</p> <p>○京都議定書の実施に必要な体制整備の一環として排出権取引、環境に関する税・課徴金などの経済的な手法について検討を進める。</p> <p>○有料道路の料金格差を利用して交通流を転換する環境ロードプライシングの試行を推進する。</p>	<p>環境省 経済産業省 関係府省</p> <p>国土交通省</p>
(2)14年度中に措置	<p>○廃棄物の定義・区分、廃棄物処理に係る業、施設許可の見直し等の検討をとりまとめる。</p> <p>(循環型社会の構築)</p> <p>○循環型社会形成推進基本計画を策定する。</p>	<p>環境省</p> <p>環境省</p>
(3)15年度以降に措置		
備考		

分野名	改革の理念(考え方)
税制改革	環境条件の変化に合わせて、公平・中立・簡素の税制改革の指針に基づき、不断に税制を改革していく。

	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末までに措置		
II 臨時国会で措置		
III 10月以降に措置(IIを除く)	○連結納税制度については、国際的に遜色のない、21世紀の我が国法人税制としてふさわしい制度を構築すべく、平成14年度予算の「国債発行30兆円以下」との方針の下、所要の財源措置を講じたうえで、平成14年度創設を目指し検討を進める。	財務省 総務省 税制調査会
(1)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算		
(B)法改正	○租税特別措置については、平成14年度改正において、徹底した見直しを行い、廃止を含め大幅な整理・合理化を行う。	財務省 総務省 税制調査会
②その他で措置	○今後の経済社会の構造変化等に対応した望ましい税制の構築に向けて、政府税制調査会において、今後とも引き続き、所得、消費、資産等の適切な課税ベースの選択、できるだけ広い課税ベースの確保等、幅広い観点から検討を行う。とりわけ貯蓄・消費行動、投資・起業行動、労働供給・就業形態に対する誘因を十分に考慮して、個人、企業の経済行動に対して中立的な税制の構築に取り組む。	財務省 総務省 税制調査会
(2)14年度中に措置		
(3)15年度以降に措置		
備考		

分野名	改革の理念(考え方)
財政構造改革	巨額の財政赤字を抱えている我が国財政の状況を改善し、21世紀にふさわしい、簡素で効率的な政府を作るため、財政の改革に取り組む。

	具体的政策の内容	関係府省
I 9月末までに措置	<p>○平成14年度予算については、国債発行額を30兆円以下に抑えることを目標とするとともに、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、思い切った縮減と重点的な配分を実現することとし、概算要求に当たっては「基本方針」に示された重点7分野への予算配分の重点化を図るため「構造改革特別要求」を設けるなどの措置を既に講じている。</p> <p>○メリハリのある予算を実現するため、重点7分野の要求について、経済財政諮問会議を始め、総合科学技術会議、IT戦略本部、都市再生本部、産業構造改革・雇用対策本部など内閣が中心となって精査し、総合調整を行う。</p>	全省庁
II 臨時国会で措置		
III 10月以降に措置(IIを除く)		
(1)14年3月までに措置		
①通常国会で措置		
(A)14年度予算	○国債発行を30兆円以下に抑えることを目標とするとともに、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、思い切った縮減と重点的な配分を実現する。	
(B)法改正		
②その他で措置	○「プライマリーバランスを黒字化すること(過去の借金の元利払い以外の歳出は新たな借金に頼らないこと)」を中期目標として本格的な財政再建に取り組む観点から、経済財政諮問会議は、プライマリーバランスの黒字化の道筋について検討を行い、年内を目途に具体的な姿を示す。	内閣府 関係府省
(2)14年度中に措置		
(3)15年度以降に措置		
備考		